

経済要録

国 内

◆公正取引委員会、持株会社に関するガイドライン案を発表

公正取引委員会は、7月9日、持株会社に関するガイドライン案として、「『事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方』（原案）及び『金融会社の株式保有の認可に関する事務処理基準（改正案）』について」を発表した。その概要は以下のとおり。なお、同委員会は、9月10日までに寄せられた意見を参照の上、改正独占法の施行までに、第9条ガイドラインの作成及び第11条ガイドラインの改定を行い、それぞれ公表する予定。

1. 趣旨

平成9年6月18日に持株会社の解禁等を内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたところである。

今回の改正により、改正第9条では、事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の設立・転化が禁止されることとなるが、本条の運用に関し、事業者の予測可能性を高めるために、禁止される持株会社の解釈をより明確にし、運用の透明性を図ることが重要である。

また、今回の改正に関連して、金融会社の株式保有を規制している第11条の運用について見直しを図る必要がある。

以上を踏まえ、今般、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方」（以下

「第9条ガイドライン」という。）の原案（別紙1）及び「金融会社の株式保有の認可に関する事務処理基準」（平成6年6月公表）（以下「第11条ガイドライン」という。）の改正案（別紙2）を作成し、関係各方面から広く意見を求ることとした。

なお、改正独占禁止法の施行日は「公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とされているところ、金融会社を子会社とする持株会社（金融持株会社）に関しては、「別に法律で定める日」とされているが、今回は金融持株会社関係も含めて第9条ガイドラインの原案を作成した。

2. 第9条ガイドラインの原案の概要

(1) 持株会社グループのとらえ方

事業支配力が過度に集中することとなる持株会社に該当するか否かの判断に際し、「持株会社+子会社（株式所有比率が間接所有分を含め50%超の会社）+実質支配子会社」を持株会社グループとしてとらえる。実質支配子会社とは、持株会社の株式所有比率が間接所有分を含め25%超であり、かつ、筆頭株主である国内の会社をいう。

(2) 「事業支配力が過度に集中すること」の考え方

事業支配力が過度に集中することとなる持株会社は、次のとおりである。

ア 第1類型

持株会社グループの総資産合計が15兆円程度を超える、かつ、おむね5以上の主要な事業分野（日本標準資産分類3桁分類のうち、出荷額6000億円超の業種など）のそれぞれにおいて別々の総資産3000億円超の会社を有する場合

イ 第2類型

総資産が15兆円を超える金融会社と、金融又は金融と密接に関連する業務（債務保証業務、ベンチャー・キャピタル業務、リース業務等）以外の事業分野の総資産3000億円超の会社を有する場合

ウ 第3類型

相互に関連性を有するおむね5以上（産業の規模が極めて大きい場合は、会社の有力性の程度等により3以上）の主要な事業分野（日本標準産業分類3桁分類のうち、出荷額6000億円超の業種など）のそれぞれにおいて別々の有力な会社（シェアが10%以上又は上位3位以内の会社）を有する場合。

関連性については、事業分野の間で取引関係のある場合及び補完・代替関係のある場合をいう。

（3）事業支配力が過度に集中することとなる場合

ア 純粹分社化の場合

イ ベンチャー・キャピタルの場合

ウ 金融会社の異業態間の新規相互参入の場合

エ 総資産合計が3000億円以下の場合

（4）事前相談制度

持株会社の設立等に際して事前相談の制

度を設けることとした。

3. 第11条ガイドラインの改正案の概要

独占禁止法第11条においては、金融会社について、国内の会社の株式を5%（保険会社の場合は10%。以下同じ。）を超えて保有することを禁止しているが、担保権の行使等により株式を保有する場合とあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合は例外的に5%を超えて株式を保有できることとされている。公正取引委員会は、平成6年6月にこの認可の考え方を第11条ガイドラインとして公表しており、原則として、①従属業務子会社の設立、②業態別子会社の設立、③外国金融会社の新規参入の3つの場合に認可することとしているが、今般、認可の対象を次のとおり拡大することとした。

（1）株式発行会社が金融会社である場合

金融会社については条件なしに認可することとする（注）。ただし、改正第9条により禁止されるような組合せである場合（当該金融会社グループが相当数の事業分野（例えば、銀行、証券、損保、生保）のそれぞれにおいて別々の有力な事業者を有する場合）及び一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合を除く。

外国金融会社の場合も同様とする。

（注）現行の第11条ガイドラインでは、①新設、②出資比率50%超、③他の業態への参入等の場合に限り認可することとしている。

（2）株式発行会社が非金融会社である場合

ア 認可を申請する金融会社の固有の業務に従属する業務を行う会社

現行の第11条ガイドラインでは原則

90%以上としている収入依存度を、原則50%以上とする。

イ 金融会社固有の業務に準ずる業務を営む会社

金融会社固有の業務に準ずる業務（債務保証業務、ベンチャー・キャピタル業務、リース業務等）を営む会社に対する出資についても、認可することとする。ただし、改正第9条により禁止されるような組合せである場合及び一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合を除く。

ウ 持株会社

金融業務又は準金融業務を営む会社を子会社とする持株会社についても、改正第9条により禁止されるような組合せである場合及び一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合を除き、認可することとする。

4. 今後の進め方

公正取引委員会は、これらの原案について、寄せられた意見を参酌の上、改正独占禁止法の施行までに、第9条ガイドラインの作成及び第11条ガイドラインの改定を行い、それぞれ公表する予定である。

◆資金運用審議会・懇談会、「財政投融資の改革に向けて（10年度財政投融資編成と今後の検討課題に関する所見）」（座長談話）を発表

資金運用審議会・懇談会は、7月23日、「財政投融資の改革に向けて（10年度財政投融資編成

と今後の検討課題に関する所見）」（座長談話）を発表した。その内容は以下のとおり。

《はじめに》

資金運用審議会懇談会は、財政投融資について、改革を推進するという基本方針の下に、その制度・運営のあり方について本格的な検討を進めるため、本年2月に設けられて以降、財政投融資の制度と内容、諸外国の制度、財政投融資の対象分野等について、メンバー及び有識者からの意見陳述も行いつつ、幅広く検討を進めているところである。

また、現在、財政構造改革、行政改革、金融システム改革などの諸改革についても検討が進められている。

こうした情勢も踏まえつつ、当懇談会では、今後とも引き続き財政投融資の改革について検討を進め、年末までに意見のとりまとめを行うこととしているが、平成10年度の財政投融資要求を控えたこの時期に、10年度財政投融資編成と今後の検討課題について、所見を述べることしたい。

《I 10年度財政投融資要求に当たって》

1. 基本的考え方

財政投融資については、平成9年度において、政策的な資源配分を行う一般財投について対前年度比3%減のスリム化が図られたところであるが、10年度においては、「財政構造改革の推進について」（9年6月3日閣議決定）に基づき、民業補完や償還確実性の徹底を図り、その対象分野・事業を思い切って見直し、一般財投の一層のスリム化を推進する必要がある。

具体的には、10年度財政投融資編成におい

ては、特に以下の事項について留意することが不可欠であると考えている。

各省庁においては、財政投融資を取り巻く現在の状況を勘案し、以下の諸点を踏まえた的確な要求を行うよう期待するところであり、大蔵省においては要求内容の精査に努め、政府全体として10年度財政投融資編成を財政投融資の改革に向けての重要なステップとしていくことを強く期待するところである。

その際、大蔵省においては、分野・事業別審査体制を充実し、複数機関にわたる類似業務を統一的に審査することが必要であると考える。

なお、一般会計については、財政構造改革の一環として主要経費について量的縮減目標等が設定されたところであるが、財政構造改革会議の報告にもあるとおり、財政構造改革に当たっては、一般会計の歳出を削減するだけではなく、財政投融資についても民業補完や償還確実性の徹底等、スリム化を目指して見直すことが必要である。この観点から、一般会計と財政投融資の役割分担を明確にしつつ、一般会計から財政投融資への転嫁は厳に慎むべきである。

2. 有償資金にふさわしい分野・事業への限定

財政投融資は、公共財及びそれに準ずるものを作成するという財政政策上の目的を実現する上で有償資金の活用が適切な分野について投融資といった手法を用いるものである。

平成10年度の財政投融資においては、このような財政投融資の性格に照らして、真にふさわしい分野・事業に対象を限定することが適当である。

この限定に当たっては、次の観点を重視す

る必要がある。

(1) 公的関与の必要性の精査

① 民業補完の徹底、官民の分担のあり方の見直し

公的部門は、本来、民間の活動を補完すべきものであり、民間でも実施可能と判断できる事業については、財政投融資の対象から除外すべきである。

② 「特殊法人等の整理合理化について」(閣議決定)への積極的対応

去る6月6日の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」及びその過程で指摘された事項等を受け止め、10年度の財政投融資編成に当たっても的確に対応する必要がある。

③ 民間資金の活用

公的部門が関与すべきであると判断される事業についても、民間金融市场からの資金調達が適切と考えられるものは、できる限りこれを活用することとし、公的信用供与を減らしていくこととする。

各機関及び主務官庁においては、政府保証なしで民間金融市场で発行する財投機関債等も含め、各種資金調達手段を検討すべきである。

(2) 償還確実性の精査

有償資金を活用する財政投融資は、返済を投融資先事業の資金回収によって行い、受益者から受益に見合った負担を求めることなどにより、租税負担の増大を

避けるという意義を有している。したがって、対象事業の元利償還の確実性の一層の精査に努める必要がある。その際、次の点に十分留意すべきである。

① 対象事業のコスト（財政負担等）分析手法の導入の検討

財政投融資については、一定の部分について税財源との組合せによって事業の遂行に当たる部分があるが、将来にわたるこのような税負担の全体像は、事業の採択に当たって、予め明らかにされ、これに基づいて国民の理解が得られる適切な政策決定が行われる必要がある。このことは、国民負担に関する情報のディスクロージャーにつながるとともに、財政の健全化にも資するものである。

したがって、このような対象事業の財政負担を最小限に抑制するためにも、将来にわたるコストに関する分析手法の段階的な導入に向けて検討を進めるべきである。

その際、米国における「信用改革法」の取組み等を参考とし、両国の財政制度の違いを踏まえつつ、我が国における手法を確立すべく取り組んでいく必要がある。

② 国鉄清算事業団、国有林野事業特別会計の取扱い

財政投融資の実質的不良債権として指摘されることの多い現状の国鉄清算事業団、国有林野事業特別会計への財政投融資については、今後、新規の貸

付を行うことは適当ではないと考える。

これらについては、昨年末の閣議決定において、長期債務の処理策や事業の抜本的改善策がそれぞれ本年中に策定されることとされているが、その本格的な処理策の早期策定・実施に期待することとしたい。

3. 市場原理との調和の推進

財政投融資は、財政政策上の目的を実現する上で有償資金で行なうことがふさわしい分野について、投融資という手法により政策目的を達成するものであるので、その実施に当たっては、金融システム改革の進展等を踏まえ、市場メカニズムとの調和を一層促進することが必要である。

平成10年度の財政投融資においては、この観点から、次の諸点に十分留意すべきである。

（1） 線上償還の取扱い

平成9年度において、いくつかの機関と資金運用部との間における新規の貸付に関する損害金（貸付金の割引現在価値と償還額との差額）の支払いを前提とした線上償還のルールが定められたところである。

平成10年度においても、引き続き、各機関の事情に照らしつつ、このルールの適用を受ける新しい貸付制度の一層の普及に努めるべきであり、各省庁においても、要求段階から極力積極的に取り組むべきである。

（2） 資産・負債管理（ALM）の徹底

市場メカニズムとの調和を進めていく

ため、財政投融資資金を借り入れている機関（特に政策融資を実施している機関）の資産・負債管理（ALM）の導入・高度化を一層促進すべきである。

その際には、各機関について、将来にわたる元利の受払い状況等、ALMの観点から必要とされる諸データを、可能な限りリアル・タイムで把握する体制の整備に努める必要がある。

4. 自主運用（資金運用事業）

一般財投のスリム化に合わせ、現行の自主運用（資金運用事業）を増額することが適当である。

5. ディスクロージャーの徹底

財政投融資は、民主主義のプロセスの中で運用されるものであること等から、十分なディスクロージャーが必要であるが、近年、全銀協の統一開示基準並みに情報開示を行った「財投リポート」を公表し、また、資金運用審議会及び同懇談会の議事要旨等も含め、各種の情報をインターネットで提供するなど、一層の充実に向けて様々な取組みが行われている。平成10年度においてもこうした取組みを引き続き推進する必要がある。

特殊法人の情報開示については、先の国会において、「特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律」が成立したところであるが、各特殊法人等やその主務官庁において、同法等に基づき一層のディスクロージャーの推進に向けた取組みがなされることを期待するものである。

特に、財政投融資の対象となっている特殊法人等について国民の関心の強い各法人にお

ける不良債権額、一般会計等から各法人への繰入額、各法人における累積損失額等に関して、わかりやすい形でのディスクロージャーに努めることが必要である。

《II 今後の主要検討課題》

資金運用審議会懇談会では、引き続き、以下のような課題について鋭意検討を進め、年末までに財政投融資の改革について意見のとりまとめを行うこととしている。

1. 財政投融資の改革の基本理念の検討

- ・ 財政投融資に対する肥大化批判等も踏まえ、有償資金の活用が適切な分野に対象を限定する観点から、更に検討を進めるべきではないか。
- ・ 財政投融資の改革に当たっては、諸外国における有償資金を用いる政策手段・制度を十分参考に検討すべきではないか。
- ・ 受動的に集まった資金を一元的に運用している現状を改め、規模をスリム化する中で必要な資金だけを能動的に調達すべきであるという意見についてどう考えるか。

2. 対象分野についての更なる検討

- ・ 住宅、中小企業、農業、社会資本、地域開発、環境、国際協力等の具体的な分野について、財政投融資の対象として適当かどうか更に検討を進めて行くべきではないか。
- ・ 政府系金融機関については、その見直しが進められる中で、民業補完という使命に立ち返って、民間金融機関と

競合するような分野からは大胆に撤退するべきではないかという意見についてどう考えるか。

3. 市場原理との調和の推進方策の検討

- ・財政投融資における調達・貸付の両面を通じた金利について、一層の市場金利連動化を進めるためにはどのような方策が必要か検討を進めていくべきではないか。

4. 資金調達のあり方（財投債、財投機関債を含む）の検討

- ・財投債や財投機関債を含め、資金調達のあり方について、幅広く検討を進めていくべきではないか。

5. 自主運用のあり方の検討

- ・公的資金の自主運用について、「年金特別会計が直接自主運用する方式を含め、年金資金の運用のあり方については、平成11年の次期財政再計算時に間に合うように資金運用審議会懇談会において検討して頂くこととしたい」という大蔵・厚生両大臣合意も踏まえ、どのように検討を進めていくべきか。

◆第一勧業銀行、野村證券に対する行政処分等の発出、及び日本銀行の改善措置申渡し並びに総裁談話について

大蔵省は、7月30日、総会屋に対する利益供

与等の違法行為が明らかとなった第一勧業銀行に対し、銀行法に基づく一部業務停止命令及び業務改善命令を、また、野村證券に対し、証券取引法に基づく一部業務停止命令及び業務改善指示を発出した。

また、日本銀行は、同日、両社に対し、経営改善への取組みに係る申渡し事項を書面で伝達するとともに、以下の内容の総裁談話を発表した。

1. 今回の第一勧業銀行、および野村證券の一連の違法行為は、金融機関、証券会社としての信頼を著しく失墜させるものであり、極めて遺憾である。
2. このため、日本銀行は、本日、第一勧業銀行、および野村證券に対し、再発防止に向けて内部管理体制の整備等必要な改善措置を早急に講ずるよう強く求めたところである。今後、第一勧業銀行、および野村證券から、具体的な改善措置について報告を受けるとともに、その後の実施状況を確認していく考えである。
3. 日本銀行としては、今回の事件により第一勧業銀行、および野村證券の財務内容の健全性が大きく損なわれることはないと受け止めているが、一刻も早く不正再発防止のための体制が整えられ、内外からの信認が取り戻されることを、強く期待している。

なお、日本銀行としては、今回の事件を踏まえ、他の金融機関等に対しても、今後考査等の機会を通じ、内部管理体制の整備を含むリスク管理全般の一段の強化を促していく考え方である。

◆早期是正措置に関する大蔵省令等について

大蔵省は、7月31日、平成10年4月からの早期是正措置の導入に向け、関連大蔵省令、告示、

通達、事務連絡を発出した。このうち、普通銀行に関する省令等の主な内容は以下のとおり（なお、信金等他業態に関する省令等の内容も同様）。

I. 銀行法施行附則の一部を改正する省令

1. 自己資本の充実の状況に係る区分、当該区分に応じ定める命令

自己資本の充実の状況に係る区分			命令
区分	海外営業拠点を有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行	
	国際統一基準	国内基準	
非対象区分	8%以上	4%以上	
第1区分	4%以上 8%未満	2%以上 4%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出及びその実行
第2区分	0%以上 4%未満	0%以上 2%未満	次の自己資本の充実に資する措置に係る命令 ①自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ②配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ③総資産の圧縮又は増加の抑制 ④取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入の禁止又は抑制 ⑤一部の営業所における業務の縮小 ⑥本店を除く一部の営業所の廃止 ⑦子会社又は海外現地法人の業務の縮小 ⑧子会社又は海外現地法人の株式又は持分の処分 ⑨銀行法第10条第2項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、銀行法第11条の規定により営む業務又は担保附社債信託法その他の法律により営む業務の縮小又は新規の取扱の禁止 ⑩その他大蔵大臣が必要と認める措置
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

- (注1) 自己資本比率が従前に該当していた区分の範囲を超えて低下した銀行が、該当する自己資本比率の区分の範囲を超えて確実に改善するための合理的な経営改善計画を速やかに大蔵大臣に提出した場合には、当該区分に応じた命令は当該銀行のその時点の自己資本比率以上で経営改善計画実施後の自己資本比率以下の自己資本比率に係る区分の命令とする。
- (注2) 第3区分に該当する銀行について、資産計上すべき額（有価証券等については市場価格とする）が負債計上すべき額を上回る又は上回ると見込まれる場合には、当該区分に応じた命令は第2区分の命令を含む。
- (注3) 第3区分以外に該当する銀行について、資産計上すべき額が負債計上すべき額を下回る又は下回ると見込まれる場合には、当該区分に応じた命令は第3区分の命令を含む。
- (注4) 銀行が預金保険法に規定する救済金融機関である場合には、当該銀行が該当する区分に応じた命令は、当該銀行の自己資本比率以上の自己資本比率に係る区分の命令とする。
- (注5) 預金保険法に規定する協定銀行（整理回収銀行）の場合には、当該区分に応じた命令は非対象区分の命令とする。

2. 業務報告書の改正

ー早期是正措置の導入に伴い、業務報告書の関連する箇所を改正。

II. 自己資本比率の基準を定める大蔵省告示の一部改正

平成10年3月31日以降、自己資本比率の国内基準を以下のとおり改正。

[算式]

$$\begin{aligned} & \text{自己資本の額 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目)} \\ & \text{リスク・アセット (資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて)} \\ & \text{得た額の合計額 + オフ・バランス取引の各信用リスク} \\ & \text{相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額) } \end{aligned}$$

- (注1) 基本的項目 = 資本勘定 + 税効果相当額 - 営業権相当額

- (注2) 補完的項目 = 貸倒引当金 + 特定の負債性資本調達手段 + 期限付劣後債務 + 期限付優先株
 補完的項目 \leq 基本的項目
- ・ 貸倒引当金
 - ① 債権償却特別勘定及び特定海外債権引当勘定を除く
 - ② 補完的項目に算入される貸倒引当金 \leq リスク・アセット $\times 0.625\%$
 - ・ 特定の負債性資本調達手段に必要な条件
 - ① 無担保、劣後債務
 - ② 無償還
 - ③ 損失の補てんに充当されるもの
 - ④ 利払い義務の延長が可能
 - ・ 期限付劣後債務・期限付優先株
 - 補完的項目に算入される期限付劣後債務・期限付優先株 \leq 基本的項目 $\times 1/2$
- (注3) 控除項目 = 金融機関相互間における資本調達手段の意図的な持合い相当額
- (注4) リスク・ウエイト、オフ・バランス取引の範囲及び信用リスク相当額への換算方法は国際統一基準と同様

◆金融・証券関係の規制撤廃等について

大蔵省は、7月31日、「金融・証券関係の規制撤廃等について」を発表した。その内容は以下のとおり。

「証券市場の総合的改革について」（6月13日証券取引審議会報告書）及び「我が国金融システムの改革について」（6月13日金融制度調査会答申）等を踏まえ、以下のとおりの措置を講ずることとした。

1. MMF、中期国債ファンドの商品性改善について

MMF、中期国債ファンドに係る入金単位、解約に関する制約を8月1日より撤廃する。

2. 証券総合口座の導入について

短期の公社債投資信託を中心として、株式等の購入を行うほか、公共料金等の引き落とし機能を有するいわゆる証券総合口座について、下記の措置を実施し、その導入を10月1日から可能とする。

- (1) 証券会社が、兼業業務として、公共料金等の収納代行業務を行うことができるところとする。

(注)

① 収納代行業務を行うに際しては、①収納代行契約を結び収納代金は必ず収納企業に支払うこと、②振替決済を行わないこと、③収納代行額が預かり資産額を超える場合の不足額の支払は顧客から直接収納企業に対して行うこととする。

② なお、この際に利用する短期公社債投資信託に係る新たな運用ルールを整備する。

- (2) 金融機関の預金と中期国債ファンドとの間の自動振替及び証券アンサー・システムを利用した取引に係る規制を撤廃する。

- (3) 有価証券担保融資及びキャッシングの限度額を500万円とし、極度貸付に関する制限を撤廃する。

3. 証券投資信託関係

- (1) 銀行等の投資信託委託会社への店舗貸による直接販売

銀行等から店舗を借りて投資信託委託会社が自ら行う投資信託受益証券の直接販売を、一定の販売ルール等所要の整備を図った上で、12月1日より実施する。

(2) 未上場・未登録株式の投資信託への組入れ

未上場・未登録株式について、流動性の乏しい投資対象として、一定の範囲内で投資信託への組入れを認めることとし、9月1日より解禁する。

(3) 投資信託約款の包括承認

新規に設定される投資信託約款の承認に当たっては、その約款が既に承認を受けている投資信託約款と同一内容である場合においては、当該既に承認を受けている投資信託約款の承認をもって、新たに設定される投資信託に係る信託約款の承認があつたものとすることとし、8月1日より実施する。

(4) 法定帳簿の電磁的方法等による保存

投資信託委託会社が作成・保存しなければならない法定帳簿について、一定の要件を満たす電磁的方法等による保存を認めることとし、8月1日より実施する。

4. 永久債について

いわゆる永久債については、社債申込証及び社債券面に「社債償還の期限」として、例えば「会社を清算するときに償還する」というような記載が付されれば（商法第301条第2項第5号、第306条第2項参照）、不定期限の付された社債として商法上適法であると解される（以上については、法務省と協議済み）。

5. 株式投資単位の引下げについて

株式投資単位について、「株価が一定の水

準に達すれば一単位の株式の数を所定の数に変更する」旨の条件付きの定款変更決議が行われた場合には、これに基づく投資単位の引下げは可能であると解される（以上については、法務省と協議済み。）。

6. 業態別子会社の業務範囲の見直し

- ・ 証券子会社については、エクイティもの（CB、ワラント債、ワラント）の流通業務、株価指数先物・株価指数オプション取引（ただし、現物株式の受渡しを伴う取引を除く）を、
- ・ 信託銀行子会社については、合同運用指定金銭信託（除く貸付信託）、年金信託を除くすべての金銭の信託業務を、

10月1日より解禁する。

◆平成8年度一般会計決算について

大蔵省は、7月31日、平成8年度一般会計決算を発表した。同決算では、税収が3,241億円、税外収入が6,382億円補正後予算額を上回ったことに加え、歳出不用額を2,511億円計上したことから、決算剰余金（財政法第6条の純剰余金）4,442億円が発生した。

(平成8年度一般会計決算概要)

		(単位 億円)	
歳 入		歳 出	
税収	3,241	不用	▲ 2,511
税外収入	6,382		
公債金	▲ 6,197		
計	3,426	計	▲ 2,511
合計		(A) 5,937 億円	
地方交付税交付金等特定財源増	(B) 1,494 億円		
決算剰余金	(A) - (B) =	4,442 億円	

◆現行金利一覧 (9月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	0.5	7.9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	0.75	7.9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.625	7. 9.14 (2.0)
長期プライムレート	2.7	9. 7.10 (2.9)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	2.70	9. 8. 8 (2.80)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	2.70	9. 8. 8 (2.80)
・住宅金融公庫	3.10	8.10. 9 (3.25)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	2.40	9. 8. 8 (2.50)
(期間5年~7年)	2.55	9. 8. 8 (2.65)
(期間7年以上)	2.70	9. 8. 8 (2.80)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件 (9月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈8月債〉 <u>2.422</u> <u>2.5</u> <u>100.62</u>	〈7月債〉 2.572 2.6 100.22
割引国債(5年)	応募者利回り(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈7月債〉 <u>1.904</u> <u>1.545</u> <u>91.00</u>	〈5月債〉 1.626 1.321 92.25
政府短期証券(60日)	応募者利回り(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈7年9月13日発行分～〉 0.374 0.375 99.9384	〈7年7月31日発行分～〉 0.625 0.625 99.8973
政府保証債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈8月債〉 <u>2.562</u> <u>2.5</u> 99.50	〈7月債〉 2.663 2.6 99.50
公募地方債(10年)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈8月債〉 <u>2.575</u> <u>2.5</u> 99.40	〈7月債〉 2.676 2.6 99.40
利付金融債(3年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈8月債〉 <u>1.100</u> <u>1.1</u> 100.00	〈7月債〉 1.300 1.3 100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈8月債〉 1.800 1.8 100.00	〈7月債〉 1.800 1.8 100.00
割引金融債	応募者利回り(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈8月後半債〉 <u>0.401</u> <u>0.331</u> <u>0.39</u> <u>99.67</u>	〈8月前半債〉 0.502 0.411 0.49 99.59

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆米国連邦準備制度理事会(FRB)、経済見通しおよび金融政策運営等に関する報告書を議会に提出、併せてグリーンスパン議長、上下両院の銀行委員会で証言

グリーンスパンFRB議長は、先般、「1978年完全雇用および均衡成長法（いわゆるハンフリー・ホーキンス法）」に基づき、経済見通しおよび金融政策運営等に関する半期に一度の報告書を議会に提出し、併せて下院および上院の銀行委員会（各7月22日、23日）において議会証言を行った。概要は、以下のとおり。

1. 景気・物価動向

このところの米国の経済情勢を特徴付けてきた高成長率と低インフレ率の組み合わせは、異例でありかつ大方の予想を上回る良好なものであった。すなわち、96年中に実質GDPが3%程度の伸びとなった後、97年第1四半期には年率6%に迫る成長となった（注）。第2四半期においては、より緩やかなテンポとなっているが、なお明確に拡大を続けている。景気拡大は引き続きバランスのとれたものであり、企業の在庫や資本ストック等の伸びはほぼ需要動向に沿っており、その過剰感は小さくかつ迅速に調整されてきている。この間、インフレ率は、戦後の典型的な景気循環パターンに反して、高い資源利用率にも拘らず、景気拡大が始まった時点よりも低下しているうえ、幾分かでも上昇する傾

向は非常に小さい。

先行きの景気・物価動向についてみると（後掲図表1参照）、景気は先行きテンポをより緩やかにしながらも拡大を持続することが予想される。97年の成長率は、第1四半期の予想外の高い成長を考慮し3~3.25%と2月時点の見通しを上方改訂し、98年は2~2.5%の成長を見込んでいる。物価については、97年全体としては非常に落ち着いたものになると確信しており、97年のCPI上昇率は2.25~2.5%と2月時点の見通しを下回ると見込んでいる。98年については、本年中においてインフレ抑制に寄与するとみられる食料・エネルギー価格や輸入物価の下落等の要因が剥落するとみられることから、2.5~3%へと幾分高まると見込んでいる。

（注）なお、米国商務省は、7月31日に97年第2四半期のGDP統計を公表した際、併せて同統計について、93年第1四半期まで遡った改訂値を公表しており、これによれば本年第1四半期の成長率（前期比年率）は、従来の5.9%から4.9%に下方修正された。

2. 生産性の上昇

資源の高稼動が続き、その上経験の少ない労働者が雇用され続けている状況の下にあって、なお、インフレ率が落ち着いている現状をどう説明するかというパズルに我々を含め多くの者が悩まされている。この点について、確信をもって完全に説明し得るまでには、疑いなく今後数年間は必要であろう。

こうした良好なパフォーマンスについては、

①政府の財政赤字削減、規制緩和といった施策のほか、②F R B の予防的な（preemptive）政策対応が寄与しているが、これに加えて、③テクノロジーの加速的な変化が構造的な生産性上昇をもたらしている可能性があり、この点が重要な要因となっているかもしれない。すなわち、様々な分野でのテクノロジーの進歩がシナジー効果を伴いつつ、今次景気拡大局面での積極的な情報化関連投資を通じて、生産性のトレンドをより高いパスに引き上げるという、100年に1回か2回起きる現象の一部分を成す程の事象が生じているという可能性がある。もっとも、このところの生産性の上昇は、需要・生産が高まったことによってもたらされた一時的なものかもしれない、現段階で断定することは時期尚早である。この点、成長がより緩やかになるとみられる第2四半期以降の収益、生産性の動向が、このところの生産性上昇が構造的なものか循環的なものかを評価する上で極めて重要であると思われる。

3. 金融政策運営

F R B は、金融政策運営に当たって、米国経済の長期的な効率性が向上している可能性に十分配意しているほか、常に経済が持続可能な潜在成長率の上限に達することを可能にするよう

に十分な流動性を供給する、という観点に立っている。他方で米国経済の生産能力が制約のないものでは有り得ないことを認識している。仮に需要が供給を上回って推移すれば、水面下でインフレに関するインバランスが増大することとなる。金融政策はその効果がラグを持つため、実際に明確な兆候が現れていなくとも、先行きを見越して政策を実行する必要がある。かつてのような信頼ある金融政策運営上の目標が欠如する現状にあっては、不確実性を伴う先行きの経済予測についてリスクとリターンのトレード・オフを考慮し政策を運営するよりほかない。

なお、マネーサプライの見通しは、97年中、98年中の何れについても2月証言時の目標レンジに据え置いた（図表2）。ここ数年、マネーサプライ（とくにM₂）は安定的な動きを取り戻しつつあり、M₂の流通速度は比較的狭い範囲内で推移しており、かつその動きは金利（M₂対象資産保有に伴う機会費用）の変化で説明可能である。これらは90年以前にみられていた傾向であり、再びマネーサプライを金融政策の中間目標として重視することを我々に促すような変化である。しかし、F O M C が政策遂行に当たって、マネーサプライをより重視するとの判断を下すまでには、まだ十分な確証が得られていない。

経済見通し等の概要

図表1. 主要経済見通しの推移

（第4四半期対比、失業率は第4四半期平均、%）

	1996年	1997年			1998年
	(実績)	96/7月	→ 97/2月	→ 97/7月	97/7月
実質G D P	3.1	1.75～2.25	2.0～2.25	3.0～3.25	2.0～2.5
C P I 総合	3.2	2.75～3.0	2.75～3.0	2.25～2.5	2.5～3.0
失業率	5.4	5.5～5.75	5.25～5.5	4.75～5.0	4.75～5.0

（注）実質G D P は連鎖ウェイト方式（92年ペンチャマーク）、C P I 総合は都市部全人口ベース、失業率は軍人を除くベース。

図表2. マネー・サプライの目標レンジの推移

	1996年 (実績)	1997年			1998年
		96/7月	→ 97/2月	→ 97/7月	97/7月
M 2	4.7	1.0~5.0	1.0~5.0	1.0~5.0	1.0~5.0
M 3	6.8	2.0~6.0	2.0~6.0	2.0~6.0	2.0~6.0
国内非金融部門 負債残高 (モニタリング・レシ)	5.4	3.0~7.0	3.0~7.0	3.0~7.0	3.0~7.0

◆米国財政調整法が成立

クリントン大統領と議会共和党は、2002年度までの財政均衡化（5月2日に基本合意）を具体化するための財政調整法案につき合意に達し（7月28日）、同法案は大統領の署名を経て成立了（8月5日）。同法は、税制変更を主とした歳入法と、医療保険制度の変更を主とした歳出法の2法から構成され、98～2002年度の5年間累計で、政策変更による歳入削減額約950億ドル、歳出削減額約2,630億ドルを計画している。その概要は次のとおり。

（1）歳入の調整

減税措置として、①16歳以下の子供1人当たりの税額控除（1人当たり98年400ドル、99年以降500ドル）を行う養育費減税（98～2002年度の累計減税規模約850億ドル）、②高等教育の授業料につき部分的に税額控除を認める教育費減税（同約390億ドル）、③最高税率を現行の28%から20%に引き下げるキャピタル・ゲイン減税（同約▲1億ドル（注））、などを実施する。同時に航空税、出入国税、たばこ税等の増税により累計約560億ドルの增收を見込み、この結

果、98～2002年度累計のネット減税規模は約950億ドルとなる計画。

（注）当初5年間については、キャピタル・ゲイン税率の引き下げにより資産の売却が増加し、增收となることが見込まれている。

（2）歳出の調整

財政均衡化に必要な歳出削減の大部分は、高齢者向け医療保険の医師、医療機関への支払い方式変更（98～2002年度の累計歳出削減規模約1,150億ドル）による。一方で、健康保険未加入の子供への医療補助（同歳出増加規模約240億ドル）や、合法移民への福祉回復などの追加的支出が計画されている。この結果、98～2002年度累計のネット歳出削減額は約2,630億ドルとなる計画。

◆イギリンド銀行、政策金利を引き上げ

イギリンド銀行は、8月7日、政策金利を以下のように引き上げることを発表した（（ ）内は実施日）。

(8月7日)
レポ金利 6.75%→7.00%

◆韓国銀行、「第4段階金利自由化」実施を発表

韓国銀行は、7月3日、1991年8月以来進めてきた「4段階金利自由化推進計画」について、第4段階の金利自由化措置を7月7日から実施すると発表した。主な内容は以下のとおり。

- ① 質蓄預金等の金利を自由化する。
- ② 短期市場性商品（CD、CP、RP<買戻条件付債>）の満期・最低金額制限を廃止する。

韓国銀行では、上記措置と併せて一般の銀行による金融債発行を認めると発表した。ただし、発行額上限を当該銀行の自己資本の50%（施行後1年間は25%）相当額とし、満期は3年以上としている。

◆韓国銀行、銀行による同一企業グループへの貸出を規制

韓国銀行は、8月1日、銀行による同一企業グループへの貸出規制を実施した。これにより、同一企業グループへの貸出および支払保証の総額は当該銀行の自己資本の45%以内に制限されることとなった。なお、同規制の導入に伴い、従来の5大企業グループ、10大企業グループへの与信管理制度は2000年8月に廃止される。

◆台湾中央銀行、政策金利を引き上げ

台湾中央銀行は、7月31日、担保貸出金利（5.375%→5.625%）および再割引金利（5%→5.25%）の引き上げを決定、8月1日から実施した。なお、政策金利の変更は、1996年8月9日の引き下げ以来、約1年振り、金利引き上げとしては、1995年2月27日以来、約2年半振り。

◆シンガポール政府、1997年度予算案を発表

シンガポール政府は、7月11日、1997年度（1997年4月～1998年3月）予算案を発表した。これによると、歳出は、開発支出が経済・インフラ開発向け支出の倍増を主因に前年度を上回っているものの、経常支出がシンガポール・テレコム向けの補償金支払い（15億シンガポールドル）から高水準であった前年を下回ることから、前年度比1%弱減少する見通しとなっている。もっとも、歳入が減税実施等を受け前年度比1%強の減収見込みとなっていることから、財政黒字幅は前年度より縮小する見通しとなっている。

また、金融部門に対する税優遇措置、個人に対する所得税還付や扶養者手当の増額等、税制改正も併せて発表された。

1997年度予算案

	金額（億シンガポールドル）	前年度修正予算比（%）
歳 入	286.0	▲1.1
歳 出	238.5	▲0.7
経常支出	141.0	▲2.5
開発支出	97.5	+1.9
財 政 収 支	47.5	▲2.9

◆シンガポール政府、1997年の実質GDP成長率を上方修正

シンガポール政府は、8月8日、1997年の実質GDP成長率を、昨年12月31日時点の5.0～7.0%から6.0～7.0%に上方修正した。

◆フィリピン中央銀行、為替先渡取引を規制

フィリピン中央銀行は、7月22日、国内銀行が非居住者に対して元本の受け渡しを伴わないペソ買い・ドル売りの先渡取引（NDF<non-deliverable forward>）を行う場合には、同日から3か月間、中央銀行から事前承認を必要とすると発表した。

◆タイ政府、経済再建策を発表

タイ政府は、8月5日、経済再建策を閣議決定のうえ、発表した。主な内容は、以下のとおり。

- ① 1997、98年の経済成長率を3～4%とし、1999年以降は持続的成長が図られる水準とする。インフレ率については年率8～9%以下に抑制する。IMFに120～150億ドル規模の融資を要請する。
- ② 経常収支赤字対名目GDP比を1997年は5%、1998年は3%とする。
- ③ 政府予算の歳出、歳入の均衡を図り、財政の安定を維持する。付加価値税率については現行の7%から10%へ引き上げる。また、公共料金をコストに応じて引き上げる。
- ④ 為替制度については、7月2日からの管理フロート制を引き続き採用する。

- ⑤ 外貨準備として、3か月半の輸入額に相当する250億ドル以上を保有する。

◆タイ大蔵省・中央銀行、金融システム安定化に関する共同声明を発表

タイの大蔵省および中央銀行は、8月5日、金融システム安定化に関する共同声明を発表した。主な内容は、以下のとおり。

- ① ファイナンス・カンパニー42社の業務を停止する。
これらのファイナンス・カンパニーは、60日以内に再建計画を「合併・譲渡監視委員会」宛に提出しなければならない。
- ② 金融機関再建基金（FIDF）に預金保険機能を付与する。

具体的には、FIDF内に別勘定を新設し、政府が同勘定による預金保険業務から生じる一切の支払義務に責任を負う。

預金保険対象金融機関には、業務停止命令を受けていない商業銀行、ファイナンス・カンパニー、証券会社等を含む。また、業務停止処分を受けた金融機関も、提出した再建計画が当局から承認され、業務を再開した場合には、本スキームの対象となる。

◆マレーシア中央銀行、為替スワップ取引を規制

マレーシア中央銀行は、8月3日、国内銀行と外国の顧客との為替スワップ取引のうち、貿易目的以外で、当該銀行がリンギの直物売りとなるものについて、残高上限を1顧客につき

2百万ドルとし、8月4日から実施すると発表した。

◆オーストラリア準備銀行、政策金利を引き下げ

オーストラリア準備銀行は、7月30日、オフィシャル・キャッシュ・レート（公定歩合に相当）を0.5%引き下げた（5.5%→5.0%）。なお、オフィシャル・キャッシュ・レートの引き下げは5月23日以来約2か月振り。昨年7月31日以降の今次引き下げ局面では5回目の措置。

◆インド大統領にナラヤナン氏が当選

7月14日、インド大統領選挙が実施され、17日開票の結果、K.R.ナラヤナン副大統領が第10代大統領に当選した。

◆インド準備銀行、公定歩合を引き下げ

インド準備銀行は、6月25日、公定歩合を1%引き下げた（12.0%→11.0%）。公定歩合の引き下げは4月15日以来約2か月振りとなる。